

## 松前町産後ケア施設改修費等支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、産後ケア施設改修費等支援事業公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）により選定された者（以下「選定者」という。）が松前町内に母子保健法（昭和40年法律第141号）第17条の2に規定する産後ケアを行うための施設（以下「産後ケア施設」という）を新設する事業（以下「事業」という。）に要する経費について、町が予算の範囲内において松前町産後ケア施設改修費等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、産後も安心して子育てができる支援体制を確保し、もって安心して子どもを生み、育てることができる環境づくりを推進することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、選定者とする。

(補助対象経費、補助金額)

第3条 補助対象経費は、産後ケア施設の新設に必要な工事請負費、原材料費、需用費、役員費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金とする。ただし、次に掲げる費用は、対象としない。

- (1) 既存建物の購入及び解体に係る費用
- (2) 敷金
- (3) 土地の取得に係る費用
- (4) その他産後ケア施設の新設に必要とは認められない費用

2 補助金の額は、次に掲げる額のいずれか少ない額に4分の3を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とする。

- (1) 母子衛生費国庫補助金交付要綱の産後ケア施設改修費等支援事業の1施設当たりの基準額に相当する額
- (2) 前項の補助対象経費の実支出額
- (3) 事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、松前町産後ケア施設改修費等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 実施要領の規定により提出した企画提案書
- (2) 事業に係る経費の見積書及び内訳明細書
- (3) 事業を実施するに当たって寄付を受けた場合は、寄付金の額が分かるもの
- (4) その他町長が必要と認める書類

(仕入れに係る消費税等相当額の取扱い)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108

号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、前条に規定する交付申請書を提出するに当たり、これを当該補助金の額から減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付決定)

第6条 町長は、第4条の規定により交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めたときは補助金の交付を決定し松前町産後ケア施設改修費等支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不適当と認めたときはその旨を書面により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更しようとするときは、あらかじめ松前町産後ケア施設改修費等支援事業変更承認申請書(様式第3号)に変更後の第4条各号に掲げる書類を添付して町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは松前町産後ケア施設改修費等支援事業変更承認通知書(様式第4号)により、不適当と認めたときはその旨を書面により補助事業者に通ずるものとする。

(補助事業の中止又は廃止の届出)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ松前町産後ケア施設改修費等支援事業中止(廃止)届出書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、事業終了後1か月以内に松前町産後ケア施設改修費等支援事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事費決算書
- (2) 工事費の領収書の写し
- (3) 工事請負契約書の写し
- (4) 備品の購入に係る経費の領収書、内訳明細書及び納品書の写し
- (5) 補助事業の完了前及び完了後の写真
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 補助事業者は、第5条ただし書に該当する交付申請をした場合において、補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときは、前項に規定する実績報告書を提出する

に当たり、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 補助事業者は、第1項の規定により実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金の仕入れに係る消費税等相当額が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を松前町産後ケア施設改修費等支援事業費補助金の仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第7号）に参考となる資料を添付して速やかに町長に報告するとともに、町長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（額の確定等）

第10条 町長は、前条第1項の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、松前町産後ケア施設改修費等支援事業費補助金額確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の額を確定した場合において、第13条第1項の規定によりその額を超える補助金が既に概算払されているときは、過払いの補助金の返還を命ずるものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の額の確定通知を受けたときは、松前町産後ケア施設改修費等支援事業費補助金精算払請求書（様式第9号）により当該補助金の請求を行うものとする。

（補助金の交付）

第12条 町長は、前条の規定により補助金の請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

- 2 補助金の交付は、補助事業者が指定する金融機関等の口座に振り込むことにより行うものとする。

（概算払）

第13条 町長は、前条第1項の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の全部又は一部を概算払することがある。

- 2 補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、松前町産後ケア施設改修費等支援事業費補助金概算払請求書（様式第10号）により概算払の請求を行うものとする。
- 3 前条第2項の規定は、概算払による補助金の交付について準用する。

（目的外使用の禁止）

第14条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

（指導監督）

第15条 町長は、補助事業の実施に関して必要に応じ、補助事業者に対し、検査し、指示を行い、又は説明若しくは資料の提出を求めることがある。

(交付決定の取消し等)

第16条 町長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合において、既に補助金を交付しているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 第8条に規定する中止（廃止）届出書の提出があったとき。
- (3) 提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) 補助事業の実施について不正な行為があったとき。
- (5) その他適正な補助事業の執行が見込めないとき。

(財産の管理及び処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産（以下「取得財産」という。）については、町長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は処分（以下「財産処分」という。）してはならない。ただし、補助事業等により取得し、又は公用の増加した財産の処分制限期間（令和5年こども家庭庁告示第9号）に規定する処分制限期間に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）を経過した場合は、この限りでない。

- 2 町長は、補助事業者が前項の承認を得て取得財産を財産処分するときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する額を納付させることがある。

(書類の整理及び保管)

第18条 補助事業者は、補助事業の関係書類を整理し、補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産に係る関係書類については、前項の期間の経過後も、取得財産の財産処分が完了する日又は処分制限期間を経過する日のいずれか早い日まで、町長の求めに応じて利用状況が確認できるよう保管しなければならない。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、国の予算成立日以降の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

産後ケア施設改修費等支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

松前町長 様

住所又は所在地  
氏名（法人にあっ  
ては、名称及び代  
表者の氏名）

産後ケア施設改修費等支援事業費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 補助金申請額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 添付書類
- (1) 実施要領の規定により提出した企画提案書
  - (2) 事業に係る経費の見積書及び内訳明細書
  - (3) 事業を実施するに当たって寄付を受けた場合は、寄付金の額  
が分かるもの
  - (4) その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

松前町指令 第 号

住所又は所在地  
氏名（法人にあつ  
ては、名称及び代  
表者の氏名）

年 月 日付けで申請のあつた産後ケア施設改修費等支援事業費補助金の交付に  
ついては、産後ケア施設改修費等支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、次のと  
おり決定したので通知する。

年 月 日

松前町長

交付決定額 金                      円

様式第3号（第7条関係）

産後ケア施設改修費等支援事業変更承認申請書

年 月 日

松前町長 様

住所又は所在地  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

交付決定年月日 (変更交付決定年月日)	年 月 日	指令番号	松前町指令 第 号
変更の理由			
変更の内容			
補助金交付変更額	既交付決定額 金 円 変更承認申請額 金 円		
添付書類	(1) 実施要領の規定により提出した企画提案書 (2) 事業に係る経費の見積書及び内訳明細書 (3) 事業を実施するに当たって寄付を受けた場合は、寄付金の額が分かるもの (4) その他町長が必要と認める書類		

様式第4号（第7条関係）

松前町指令 第 号

住所又は所在地  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付けで変更承認申請のあった産後ケア施設改修費等支援事業の変更については、産後ケア施設改修費等支援事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により（承認する・承認し、年 月 日付け松前町指令 第 号の補助金交付決定を次のとおり変更したので通知する）。

年 月 日

松前町長

変更事項

	補助対象事業費	補助金の額
変更前	円	円
変更後	円	円

注 不要の文字は、削除すること

様式第5号（第8条関係）

産後ケア施設改修費等支援事業中止（廃止）届出書

年 月 日

松前町長 様

住所又は所在地  
氏名（法人にあっ  
ては、名称及び代  
表者の氏名）

年 月 日付け松前町指令 第 号で補助金交付決定があった産後ケア施設  
改修費等支援事業費補助金について、中止（廃止）したいので、次のとおり届け出ます。

- 1 事業中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

産後ケア施設改修費等支援事業実績報告書

年 月 日

松前町長 様

住所又は所在地  
氏名（法人にあつ  
ては、名称及び代  
表者の氏名）

1 総事業費 金 \_\_\_\_\_ 円

2 補助対象事業費 金 \_\_\_\_\_ 円

3 補助金額 金 \_\_\_\_\_ 円

4 交付年月日 年 月 日

5 添付書類 (1) 工事費決算書  
(2) 工事費の領収書の写し  
(3) 工事請負契約書の写し  
(4) 備品の購入に係る経費の領収書、内訳明細書及び納品書の写し  
(5) 補助事業の完了前及び完了後の写真  
(6) その他町長が必要と認める書類

6 事業の成果

様式第7号（第9条関係）

産後ケア施設改修費等支援事業費補助金の仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日

松前町長 様

住所又は所在地  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

交付決定日 (変更交付決定日)	年 月 日	指令番号	松前町指令 第 号
補助金交付要綱第10条の補助金の額の確定額（ 年 月 日付け松前町指令 第 号による額の確定額）	金		円
補助金額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金		円
消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金		円
補助金返還相当額	金		円

注 参考となる書類を添付すること。

様式第8号（第10条関係）

産後ケア施設改修費等支援事業費補助金額確定通知書

第 号  
年 月 日

（補助事業者名）

様

松前町長 印

年 月 日付け松前町指令 第 号で交付決定した産後ケア施設改修費等支援事業費補助金については、次のとおりその額を確定したので通知する。

交付確定額 金 \_\_\_\_\_ 円

様式第9号（第11条関係）

産後ケア施設改修費等支援事業費補助金精算払請求書

年 月 日

松前町長 様

住所又は所在地  
氏名（法人にあつ  
ては、名称及び代  
表者の氏名）

年 月 日付け 第 号で交付額の確定のあった産後ケア施設改修費等支援  
事業費補助金について、次のとおり請求します。

金 \_\_\_\_\_ 円

様式第10号（第13条関係）

産後ケア施設改修費等支援事業費補助金概算払請求書

年 月 日

松前町長 様

(請求者)

住所又は所在地

氏名（法人にあっ

ては、名称及び代

表者の氏名）

交付決定日	年 月 日 第 号
交付決定額	金 円
既受領済額	金 円
今回請求額	金 円
残額	金 円

概算払を必要とする理由